

遠賀町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 9 月 11 日制定

令和 3 年 6 月 10 日改正

遠賀町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

遠賀町（以下「町」という。）の農地は主に平地で、土地利用型の農業が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業等も活用しながら取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえた上で、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法 7 条第 1 項に基づく遠賀町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて令和 5 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2993 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当 初 (平成 29 年 3 月)	687.4 h a	1.4 h a	0.2%
現 状 (令和 2 年 3 月)	678 h a 680.7 h a	0.9 h a 0.7 h a	0.13% 0.1%
目 標 (令和 6 年 3 月)	672.0 h a	0.0 h a	0.0%

※遊休農地の解消目標における管内農地面積は、耕地及び作付面積統計（国調査）及び農業委員会が行う農地利用状況調査から集計

（管内農地面積＝優良農地＋再生利用可能な農地＋再生利用困難な農地）

※網掛け部分は当初計画時の数値

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 農地パトロールについては、利用状況調査の時期に関わらず適宜実施し、違反転用や遊休農地等の早期発見に努める。

ウ 利用意向調査の結果を受け、意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

エ 利用状況調査と利用意向調査結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

オ 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生困難と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用の集積

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成 29 年 3 月)	687.4 h a	463.6 h a	67.6%
現状 令和 2 年 3 月	678 h a 680.7 h a	497.8 h a 496.4 h a	73.4% 73.0%
目標 令和 6 年 3 月	672.0 h a	537.6 h a	80.0%

※担い手への農地利用の集積における管内農地面積は、耕地及び作付面積統計（国調査）における耕地面積。

※集積面積は、担い手及びその農地利用の実態に関する調査（国調査）における担い手及び中心経営体の集積面積。

※網掛け部分は当初計画時の数値

（２）担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 町及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。

ウ 農地の貸借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

エ 人と農地の問題解決のため、認定農業者等を地域の中心となる経営体として位置づけ、「人・農地プラン」の実質化における地域の話し合いに参画し、地域の担い手への農地利用の集積・集約に努める。

オ 農業委員会は、J A北九や新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人・法人）
当初 (平成29年3月)	4人
現状 (令和2年3月)	6人 8人
目標 (令和6年3月)	12人

※現状については、平成26年度から平成28年度までの新規参入経営体数とする。

※新規参入者目標については、町の「人口ビジョン及び総合戦略」におけるK P Iを参考に年1～2名の増加とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 町と連携して、立地条件（大都市近郊であること等）や自然環境（水、土、気候等）などの魅力を積極的に発信するとともに、国、県の支援制度や町の新規就農者への家賃補助制度などをはじめとした助成制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 町や農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。

ウ 農業関係者との意見交換会等により地域の農業者の意見を集約し、新規参入の促進に努める。

エ 農業委員及び推進委員は、参入希望者（法人を含む）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

オ 農業委員会は、J A北九や新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、新規参入の促進に努める。